

# 第 51 回 舞鶴市都市計画審議会 議案

令和 5 年 2 月 16 日開催

舞鶴市都市計画審議会

## 第 51 回舞鶴市都市計画審議会 議案

番 号	諮 問 事 項	頁
4 舞都諮第 1 号	舞鶴都市計画 区域区分の変更（京都府決定） 案の申し出（上安地区）	1

舞 建 都 第 488 号  
令和 5 年 2 月 16 日

舞鶴市都市計画審議会  
会長 岡井 有佳 様

舞鶴市長 多々見 良三  
( 公 印 省 略 )

舞鶴都市計画区域区分の変更（京都府決定）について  
( 諮 問 )

標記のことについて、舞鶴市都市計画審議会条例（昭和 59 年 3 月 30 日条例  
第 8 号）第 2 条の規定により、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

別紙 舞鶴都市計画区域区分の変更（京都府決定）のとおり

以上

舞鶴都市計画 区域区分の変更  
(京都府決定)

計 画 書  
(案)

令和5年2月  
舞 鶴 市

# 舞鶴都市計画 区域区分の変更 (京都府決定) (案)

都市計画区域区分を次のように変更する。

## 1 市街化区域と市街化調整区域の区分

行政区域	都市計画区域	変更前市街化区域	今回追加面積	今回除外面積
34,213 ha	26,298 ha	2,096.40 ha	0 ha	6.44 ha
差し引き増減	変更後市街化区域			
-6.44 ha	2,089.96 ha			

「計画図表示のとおり」

## 2 人口フレーム

(単位：千人)

区分	2010年	2030年
都市計画区域内人口	86.4	72.8
市街化区域内人口	74.4	65.2
配分する人口	—	65.2
保留する人口	—	—
(特定保留)	—	—
(一般保留)	—	—

## 理 由

舞鶴市都市計画マスタープランに位置付けた「舞鶴版コンパクトシティ+ネットワーク」のまちづくりを進めるため、都市計画区域区分見直し基準により、上安地区の市街化区域の一部を市街化調整区域に変更するものです。

## 理 由 書

### 舞鶴都市計画区域区分の変更(京都府決定)

舞鶴市では、平成 26 年度に舞鶴市都市計画見直し基本方針検討会を組織し、平成 27 年 7 月に「舞鶴市都市計画見直し基本方針」を策定しました。これに基づき、舞鶴市新たな都市計画制度検討委員会において平成 29 年 3 月に「区域区分見直し基準」が策定され、同年 6 月に舞鶴市は市街化調整区域への編入候補地を公表し、編入を希望する地元地域との協議を開始しました。

また、平成 30 年 4 月策定の「舞鶴市都市計画マスタープラン」では、舞鶴版コンパクトシティ+ネットワークをまちづくりの羅針盤として位置付け、将来の人口規模に見合った区域区分の見直しに取り組むこととしており、さらに平成 30 年 10 月改訂の「舞鶴都市計画区域マスタープラン」においても、市街化区域を段階的に市街化調整区域へ編入することが明記されています。

この度の区域区分の変更は、上安地区において地元地域との協議が整ったことから、市街化区域の一部を市街化調整区域に変更するものです。